

かんたんな労務知識

社会保険労務士法人 東海労務保険事務所
労働保険事務組合 西三河労務管理センター

令和元年10月1日

▶ TOPIC 「同一労働同一賃金」という考え方の法律が施行されます

(大企業:2020年4月～ 中小企業:2021年4月～ 派遣関係:2019年4月～)

「同一労働同一賃金」とは？

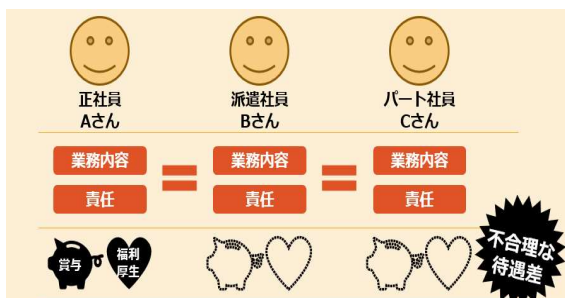
同じ仕事をしているのに、正社員・非正規社員の立場の違いだけで労働条件に差をつけることを禁止！するルールです。

↓ 「同一労働同一賃金」の施行により、予想される代表的な事例 ↓



社員のCさんと私は同じ仕事をしているのに…、
どうしてあの人に賞与と退職金があつて、私にはないの？

パートタイマーのAさん



このような質問に対して、合理的な説明ができなければなりません。

合理的な説明ができなければ、待遇差を解消しなければならなくなり、非正規社員に賞与や退職金などの労働条件の見直しが必要となります。とても大変なことですね。

では、会社は、このような事柄に
どのように対応していかなければならないのか…？

次号に続きます…



▶ TOPIC パートさんへの社会保険適用拡大が再議論されています

原則、週30時間以上働く方は社会保険の加入が義務付けられていますが、H29年に、従業員規模501人以上の大企業に対してパートへの社会保険適用拡大が始まりました。先月、厚生労働省の有識者懇談会で、この「従業員規模の緩和」が議論されており、いよいよ中小企業への適用も始まる動きが見られます。

★ 現状の適用拡大条件 ★

- ① 従業員規模501人以上の企業
- ② 1年以上の雇用見込みがある
- ③ 週20時間以上働く
- ④ 月額賃金88,000円以上
- ⑤ 学生でないこと

この要件が、緩和される方向のようです。

もし、緩和が決まり、中小企業への適用が始まると…、
今いるパートさんの大半が、
社会保険加入の対象になるのではないのでしょうか？



もちろん、社会保険に加入すれば、将来の年金額が増えるなどのメリットもあります。
しかし…、社会保険料の負担は本人、事業主の双方にあり、一概にメリットばかりではありません。
それも、パートの場合、ご主人の扶養に入っている人も多いはず…。

↓↓ こんな試算もあります ↓↓

現在、扶養に入っている

・年金…3号被保険者のため保険料なし
・健康保険…保険料なし
将来の年金額は年約78万円

適用拡大で、
社会保険に加入すると

・年金…月額8,052円
・健康保険…月額5,117円
厚生年金に10年加入した場合、
将来の年金額は年約83万円

ちなみに、働く時間を週20時間未満変更すると、雇用保険への加入が出来なくなります。悩めますね。
働き方の多様性が、より求められることになりそうです。続報がありましたら、またお知らせいたします。